

2017年3月期基準

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕	
22	【業績等の概要】 47
23	【生産、受注及び販売の状況】、【事業等のリスク】 49
24	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 51
25	【事業等のリスク】、【経営上の重要な契約等】、 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 53
〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕	
26	【設備投資等の概要】 56
27	【主要な設備の状況】 58
28	【設備の新設、除却等の計画】 60
〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕	
29	【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、 【配当政策】、【株価の推移】 61
30	【役員の状況】 64
31	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 66
32	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 69
33	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 71
〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕	
34	【経理の状況】の冒頭 73
35	【連結貸借対照表】 75
36	【連結貸借対照表】 77
37	【連結貸借対照表】 79
38	【連結損益計算書】 81
39	【連結損益計算書】 83
40	【連結損益計算書】 85
41	【連結包括利益計算書】 87
42	【連結包括利益計算書】 89
43	【連結株主資本等変動計算書】 91
44	【連結キャッシュ・フロー計算書】 93
45	【継続企業の前提に関する事項】 95
46	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 97
47	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 99
48	会計上の変更と誤謬の訂正 101

証券取引所における開示書類

証券取引所における開示書類に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 決算短信には、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付する必要はない。
- ② 決算短信の提出に先立ち、会社法上の決算承認の取締役会を開催しなければならない。
- ③ 決算短信は全ページにつき XBRL ファイル化して提出することとなる。
- ④ コーポレート・ガバナンス報告書は、上場会社がコーポレートガバナンス・コードの各原則をどのような方針に基づきどのような体制で遵守しているかを示す投資家向け開示資料である。

テーマ

証券取引所における開示書類

証券取引所の開示書類のうち決算短信は証券取引所が上場会社に求める開示書類の1つであり、年度決算の状況について情報開示するものです。

構成	・サマリー情報 ・添付資料
監査手続	監査対象ではない (決算短信に含まれる財務諸表部分について、有価証券報告書に先立って監査しているのが実態)
決算承認	会社法上の取締役会(いわゆる決算取締役会)の承認事項ではない
提出方法	TDnet への登録
提出ファイル	サマリー情報…XBRL 及び PDF (サマリー情報のみ、全文) 添付資料(財務諸表)…XBRL、全文 PDF 添付資料(財務諸表以外)…全文 PDF

正解▶①

① ○ 決算短信と監査手続

公認会計士又は監査法人は、有価証券報告書の監査に先立って、決算短信の財務諸表部分を中心に実質的には監査を行っているのが通常です。しかし、法律上あるいは証券取引所の有価証券上場規程上、決算短信に監査報告書の添付が義務付けられているわけではありません。決算短信のサマリー情報にも、決

算短信には監査が不要であることを開示することが求められています。

② × 決算短信の承認手続

決算短信は、その公表にあたって会社法上の決算取締役会の承認を経る必要はありません。証券取引所は適時開示の考え方にしたがって、決算内容が定まった場合には直ちに公表することを求めています。もちろん、財務報告に係る内部統制の観点から、社内手続として決算短信の公表前に取締役会の承認を経ることを妨げるものではありません。

③ × 決算短信のファイル形式

決算短信のうちサマリー情報は、TDnet の XBRL ファイル作成機能を用いて登録・提出が必要なほか、(連結) 財務諸表についても XBRL ファイルでの提出が求められています (なお、TDnet には財務諸表の XBRL ファイル作成機能はありません)。しかしながら、添付資料を含む全ページを XBRL ファイルで提出することが求められているではありません。財務諸表を除く添付資料の部分は、全文 PDF ファイルでの提出が必要とされます。

④ × コーポレート・ガバナンス報告書

コーポレートガバナンス・コードとは、上場会社の実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目的として定められた規範であり、5つの基本原則、30の原則及び38の補充原則の計73の原則からなります。「独立社外取締役2名選任」「政策保有株式のリスク・リターンの検証」「投資家との対話 (エンゲージメント)」など、上場会社が遵守すべき規範が盛り込まれています。東京証券取引所を例にすると、東証一部・二部に上場している企業には73の原則すべてが、また、マザーズとJASDAQに上場している企業には5つの基本原則のみが適用されます。

上場会社は自社に適用される原則を順守しないのであればその旨を投資家に説明しなければなりません。その説明に用いられる媒体が、コーポレート・ガバナンス報告書になります。コーポレート・ガバナンス報告書にはコードで開示が求められている11の事項も記載することになります。もっとも、コーポレート・ガバナンス報告書ではコードの各原則を「どのようにして」遵守しているのかの説明までは求められていません。そこで問題文は、「各原則をどのような方針に基づきどのような体制で順守しているかを示す」としている点で誤りです。

問題 24

有価証券報告書／第2 事業の状況

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

選択式問題

有価証券報告書の【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】及び【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に関して、適切と思われる記述を選択肢の中から2つ選びなさい。

- ① 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】と【事業等のリスク】は、リスクとそれに対する課題を統合したうえで、まとめて記載することができる。
- ② 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】には事業上の対処すべき課題のみを記載し、財務上の対処すべき課題については【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載することとなる。
- ③ 会社が「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めている場合には、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に、その内容等について記載する。
- ④ 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合、【事業等のリスク】だけでなく【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】においても当該事象に関する所定の記載が必要となる。

テーマ

経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、事業等のリスク

- ① 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
当連結会計年度（当事業年度）末現在における連結会社（提出会社）の経営方針・経営戦略や事業上及び財務上の対処すべき課題等について、その内容、対処方針等を具体的に記載する必要があります。なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則118条3号に掲げる事項を記載しなければなりません。
- ② 事業等のリスク
有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載することが求められます。

II

財務報告各論（金融商品取引法）

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（「重要事象等」という）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載します。

正解▶③及び④

① × 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】と【事業等のリスク】

開示府令三号様式では、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】と【事業等のリスク】をまとめて記載することは認められていません。それぞれの項目立てを整理して、別々に記載する必要があります。

② × 対処すべき課題の内容

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】には、事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針を具体的に記載します。よって、「財務上の対処すべき課題については【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に記載する」という点を考慮すると、本選択肢は不適切です。

③ ○ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社が「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めている場合には、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に、その内容等について、会社法施行規則 118 条 3 号に掲げる事項を記載します。

④ ○ 継続企業に関する「重要事象等」の記載

将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下、「重要事象等」という）が存在する場合、その旨及びその具体的な内容を【事業等のリスク】に記載するとともに、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】において、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善する為の対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められています。なお、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、財務諸表へ継続企業の前提に関する注記（いわゆる、GC（ゴーイング・コンサーン）注記）を行う必要があります。

決算短信

東京証券取引所が決算短信の添付資料で記載を要請している事項を2つ選びなさい。

- ① 当期の経営成績・財政状態の概況
- ② 役員 の 状況
- ③ 連結財務諸表の退職給付に関する注記
- ④ 連結財務諸表のセグメント情報に関する注記

テーマ 決算短信

連結財務諸表作成会社（日本基準）の決算短信として開示が必須となるのは次の項目です。

決算 短信	サマリー情報	証券取引所所定の様式（使用義務はなく自由に記載することも認められる） ■ 連結業績 ● 連結経営成績 ● 連結財政状態 ● 連結キャッシュ・フローの状況 ■ 配当の状況 ■ 投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報 ■ 注記事項 ■ （参考）個別業績の概要 ■ 決算短信は監査の対象外である旨 ■ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項
	添付資料	■ 経営成績等の概況 ● 当期の経営成績・財政状態の概況 ● 今後の見通し ● 継続企業の前提に関する重要事象等 ■ 会計基準の選択に関する基本的な考え方 ● 会計基準の選択に関する基本的な考え方 ■ 連結財務諸表及び主な注記 ● 連結財務諸表 ○ 連結貸借対照表

添付資料	○連結損益及び包括利益計算書（1 計算書方式の場合） 又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書（2 計算書方式の場合）
	○連結株主資本等変動計算書
	○連結キャッシュ・フロー計算書
	●継続企業の前提に関する注記
	●会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
	●セグメント情報、1 株当たり情報、重要な後発事象

正解 ▶ ①、④

① ○ 当期の経営成績・財政状態の概況

決算短信の様式によると、上場企業は、決算短信の添付資料に当期の経営成績・財政状態の概況を記載しなければなりません。

② × 役員の状況

決算短信の様式によると、上場企業は、決算短信の添付資料に役員の状況を記載することは求められていません（なお、役員の状況は有価証券報告書の【役員の状況】に記載します）。

③ × 退職給付に関する注記

決算短信の様式によると、上場企業は、決算短信の添付資料に退職給付に関する注記を記載することは求められていません。

④ ○ セグメント情報に関する注記

決算短信の様式によると、上場企業は、決算短信の添付資料にセグメント情報に関する注記を記載しなければなりません。

決算短信

決算短信に関する下記の文章のうち、正しいものの個数を選びなさい。

- [a] 連結財務諸表作成会社では、投資者ニーズを踏まえた結果、連結キャッシュ・フロー計算書を開示しないことができる。
- [b] 連結財務諸表作成会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していなければ、当事業年度の個別財務諸表における売上や利益が前期より大きく増減しても、特段の開示は必要とされていない。
- [c] 上場会社は、決算短信の添付資料で、当期の経営成績・財政状態の概況や経営方針を必ず開示しなければならない。
- [d] 連結財務諸表非作成会社は、決算短信の添付資料でセグメント情報を記載する必要はない。

- [1] 0 個
- [2] 1 個
- [3] 2 個
- [4] 3 個

テーマ 決算短信

決算短信は本体であるサマリー情報と添付資料からなります（決算短信の構成については問題 87 を参照）。

2017 年 3 月末日以後に終了する連結会計年度より、添付資料の記載内容についても、開示早期化の観点から、経営方針の記載場所が有価証券報告書に移動しているので注意が必要です。また、投資判断を誤らせるおそれのない場合に限り、決算短信等の開示を早期化するため「サマリー情報」及び「経営成績等の概況」を先行して開示し、準備が整い次第直ちに「連結財務諸表及びその注記」を開示することもできるようになりました。

上場会社は、証券取引所が公表している所定の様式を用いる場合であっても、サマリー情報のうち「個別業績の概要」は、上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

なお、連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、

当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法 166 条 2 項 3 号に掲げる事実（内部者取引規制上の重要事実）に該当するときは、その内容の適時開示が義務付けられています（上場規程 405 条 3 項）。

正解▶ 1

a × 連結キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表作成会社は、決算短信の添付資料で連結キャッシュ・フロー計算書を記載することが求められています（連結キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することはできません）。

b × 「個別業績予想」を開示していない場合の適時開示

連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法 166 条 2 項 3 号に掲げる事実（内部者取引規制上の重要事実）に該当するとき（例えば売上高であれば± 10%以上の増減など）は、その内容の適時開示が義務付けられています。

c × 経営方針の記載

2017 年 3 月末日以後に終了する連結会計年度より、経営方針は添付資料の記載項目ではなくなり、有価証券報告書の【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に記載することになりました。

d × セグメント情報

連結財務諸表非作成会社であっても、決算短信の添付資料でセグメント情報を記載しなければなりません。これは、セグメント情報がマネジメント・アプローチによることとなった「セグメント情報等の開示に関する会計基準」により、連結財務諸表非作成会社に対してもセグメント情報の作成を求めていることと整合的であるといえます。

以上より、正しい記述は 0 個なので、選択肢 1 が正解となります。

決算短信（サマリー情報）

東京証券取引所が上場企業に使用を要請している決算短信のサマリー情報の様式に関する下記の文章のうち、正しいものの個数を選びなさい。

- [a] サマリー情報は、連結業績の欄に、連結経営成績、連結財政状態、連結キャッシュ・フローの状況、連結包括利益の状況の4項目について、それぞれ表形式で記載する様式になっている。
- [b] サマリー情報は、連結財政状態の欄に、総資産、純資産、自己資本比率、1株当たり純資産、潜在株式調整後1株当たり純資産を記載する様式になっている。
- [c] サマリー情報に参考として個別業績の概要を記載する場合は、個別経営成績、個別財政状態、個別配当の状況、次期の個別業績予想の4項目を記載する様式になっている。
- [d] 上場会社は、必ずしも証券取引所が定めるサマリー情報の様式に準拠して決算短信を作成しなければならないわけではない。

- ① 0 個
② 1 個
③ 2 個
④ 3 個

テーマ

決算短信（サマリー情報）

2017年3月末日以後に終了する連結会計年度より、開示の自由度を高める観点から、決算短信等の「サマリー情報」につき上場会社に課されていた使用義務は撤廃されました。その結果、証券取引所が公表している様式は、「参考様式」としての位置付けになりました。決算短信のサマリー情報の様式に従う場合は、次の項目を記載することになります。

① 連結業績	・ 連結経営成績 ・ 連結財政状態 ・ 連結キャッシュ・フローの状況
② 配当の状況	
③ 連結業績予想	次期の業績予想（表形式または自由記載形式）

④ 注記事項	・重要な子会社の異動 ・会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示 ・発行済株式数に係る情報
⑤ 個別業績（参考）	・個別経営成績 ・個別財政状態 ・個別業績予想
⑥ 決算短信は監査の対象外である旨の明示	
⑦ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	

正解▶ ②

① × 連結業績の内訳項目

様式では、サマリー情報の連結業績欄には、連結経営成績、連結財政状態、連結キャッシュ・フローの状況の3つを表形式で記載することとされ、連結包括利益については連結経営成績の表の欄外に2期分を併記する方法が示されています。

② × 連結財政状態の記載項目

様式では、サマリー情報の連結財政状態欄に、潜在株式調整後1株当たり純資産を記載することは求められていません。

③ × 個別業績の概要の記載項目

個別業績の概要をサマリー情報に記載する場合は、個別経営成績、個別財政状態、次期の個別業績予想の3項目が記載項目として示されています。

④ ○ サマリー情報の様式の使用義務

2017年3月末日以後に終了する連結会計年度より、開示の自由度を高める観点から、決算短信等の「サマリー情報」につき上場会社に課されていた使用義務は撤廃されました。もっとも、投資家の多くはサマリー情報の様式に掲げられているデータを活用して投資判断を行っており、様式と異なる開示をする場合には投資家のニーズを把握したうえで慎重な判断が必要になると言えます。

以上より、正しい記述は1個なので、選択肢2が正解となります。

決算短信及び四半期決算短信

決算短信及び四半期決算短信に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい（サマリー情報の様式の使用を前提とする）。

- ① 決算短信及び四半期決算短信においては、配当予想を必ず開示しなければならない。
- ② 業績予想の開示に際して、第1四半期の四半期決算短信においては、通常は通期の業績予想に加えて、第2四半期連結累計期間の業績予想が必要とされる。
- ③ 決算短信及び四半期決算短信は、有価証券報告書や四半期報告書の財務諸表本表のようにXBRLの形式で提出することはない。
- ④ 完成のタイミング次第で、有価証券報告書の提出後に決算短信を提出したり、四半期報告書の提出後に四半期決算短信を提出したりすることも認められている。

テーマ

決算短信及び四半期決算短信

決算短信及び四半期決算短信は、サマリー情報と添付資料の構成がほぼ整合的になっています。さまざまな記載事項のなかでも、配当予想の開示と業績予想の開示に関する重要性は揺るぎません。

① 配当予想の開示

決算短信及び四半期決算短信においては、配当予想を記載しなければなりません。しかし、配当予想額が未定の場合は配当予想の欄に「－」を記入し、欄外に配当予想が未定である旨を記載します。また、配当予想を開示しない場合は、同じく「－」を記載し、欄外に配当予想を開示しない旨を記載したうえで、配当予想額を開示しない理由をサマリー情報又は添付資料に記載します。なお、配当予想を修正した場合には、重要性基準はなく、必ず配当予想の修正として適時開示を行わなければなりません。

② 業績予想の開示

業績予想は、通期及び第2四半期連結累計期間について、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等の将来予測情報の開示が求められていますが、自由記載形式の将来予測情報も認められています。

四半期決算短信

東京証券取引所が上場企業に使用を要請している四半期決算短信のサマリー情報の様式及び添付資料として記載が求められている事項に関する下記の文章について、正しい内容を述べている選択肢の組み合わせを1つ選びなさい。

- [a] 四半期決算短信は速報性が要求されるため、サマリー情報のみを開示すればよく、添付資料の開示は任意とされている。
- [b] 四半期決算短信の添付資料に、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載は特段求められていない。
- [c] 第2四半期以降の四半期決算短信のサマリー情報の経営成績欄には、累計期間のデータを記載すればよく、会計期間のデータの記載は特段求められていない。
- [d] 四半期決算短信における定性的情報として経営成績に関する説明が求められているため、セグメント別に業績を説明するためにはセグメント情報等の注記事項の記載が必須とされる。

- ① a と b
- ② b と c
- ③ c と d
- ④ d と a

テーマ

四半期決算短信

連結財務諸表作成会社（日本基準）の四半期決算短信の構成は、次のとおりとなっています。なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示することも認められています。この場合、準備が整い次第直ちに四半期連結財務諸表及び主な注記を開示する必要があります。

サマリー情報

証券取引所所定の様式（使用義務はなく自由に記載することも認められる）

■業績

●経営成績（累計）

●財政状態

●連結キャッシュ・フローの状況

サマリー情報	■配当の状況 ■投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報 ■注記事項 ■四半期決算短信は四半期レビューの対象外である旨 ■業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項
添付資料	■四半期連結財務諸表及び主な注記 ●四半期連結財務諸表 ○四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書（1 計算書方式の場合）又は四半期連結損益計算書及び四半期包括利益計算書（2 計算書方式の場合） ●継続企業の前提に関する注記 ●株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ●四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 ●会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

正解▶2

a × 四半期決算短信の構成

四半期決算短信は、サマリー情報及び添付資料（四半期連結財務諸表及び主な注記）から構成されています。四半期決算短信において、添付資料は任意の開示資料とは位置付けられておらず、上場企業は必ず添付資料も開示しなければなりません。なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示することも認められていますが、その場合であっても、まずは、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について開示をしたうえで、準備が整い次第直ちに添付資料（四半期連結財務諸表及び主な注記）も開示する必要があります。

b ○ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略

四半期決算短信の様式では、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載は特段求められていません（なお、上場企業が必要と判断すれば任意で開示することができます）。関連知識として、四半期決算短信と四半期報告書における四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の取扱いに違いがある（四半期報告書における四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示は、第1四半期と第3四半期では任意とされているものの、第2四半期では必須とされている）ことも押さえておきましょう。

㉓ ○ サマリー情報の経営成績欄

四半期決算短信の様式では、第2四半期以降の四半期決算短信のサマリー情報の経営成績欄には累計期間のデータ（売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、1株当たり四半期純利益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益）を記載することが求められています。もっとも、会計期間のデータの記載は特段求められていません。

㉔ × 経営成績に関する説明とセグメント情報等

四半期決算短信の様式では、経営成績に関する説明やセグメント情報等の記載は特段求められていません（なお、上場企業が必要と判断すれば任意で開示することができます）。

以上より、正しい文章の組み合わせはbとcなので、選択肢2が正解となります。